

商品概要説明書

担い手サポート資金

(令和2年9月1日現在)

商品名	担い手サポート資金
ご利用いただける方	○J Aの組合員の方。 ○原則、水田営農を中心とする設立後5年以内の農業法人、特定農業団体および特定農業団体と同様の要件を満たす組織とする。 ○山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○その他J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○運転資金（肥料、農薬、資材費、支払労務費等）として必要な資金とします。
借入金額	○原則、農産物販売見込額の50%以内で、20百万円以内とします。 ※農産物販売見込額には、全国一律の補助金を含めることができます。
借入期間	○1年以内とします。
借入利率	○当J A所定の金利といたします。詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	○期日一括返済といたします。 ○全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保・保証	○山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※お借入条件等により保証人又は担保が必要となる場合がございます。 ※「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年0.33%です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-741-3208 （久留米）電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基

	<p>づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A山口県